

工事に係る競争入札参加資格者格付基準

建設工事の請負契約についての競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）の格付及び格付のための評定数値については、この基準の定めるところによるものとする。

1 格付の基準

(1) 格付は、次に掲げる工事について行うものとする。

- ア 一般土木工事
- イ 建築工事
- ウ 電気工事
- エ 管工事
- オ 水道施設工事

(2) 前号の格付は、競争入札参加者に必要な資格について、年度ごとに告示する客観的及び主観的審査事項により算出した総合数値を勘案して行うものとする。

(3) 第1号アの一般土木工事には、とび・土工・コンクリート工事（とび・土工・コンクリート工事のみ場合を含む）を含むことができるものとする。この場合において、経営事項審査結果通知書（以下「通知書」という。）における、一般土木工事及びとび・土工・コンクリート工事の完成工事高を合算し、一般土木工事の完成工事高として再計算して得た数値を総合評点とする。

(4) 当該建設工事において、次の表に掲げる必要な資格及び技術者数に満たない競争入札参加者は、格付の評定数値に該当するランクの下位に位置付けるものとする。

建設工事の種類	ランク別	必要な資格及び技術者数	左欄のうち1級又は2級に含まれる技術者の種類
一般土木・建築	Aランク	1級の技術者を2人以上有していること	1級土木（建築）施工管理技士又は、1級建築士
	Bランク	1級又は2級の技術者を2人以上有していること	1級又は2級土木（建築）施工管理技士又は、1級又は2級建築士
電気・管・水道施設	Aランク	1級又は2級の技術者を2人以上有していること	経営事項審査結果通知書の技術職員数の1級又は2級の技術職員

2 格付に係る審査項目及び基準

(1) 客観的要素の審査項目及び基準

客観的要素の審査項目及び基準は、平成6年建設省告示第1461号「建設業法（昭

和24年法律第100号)第27条の23第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準を定める件」の定めるところによるものとし、当該審査事項及び基準に基づき、客観的要素の評定数値を算出するものとする。

(2) 主観的要素の審査項目及び基準

ア 主観的要素の審査項目は、工事施工成績のみとする。

イ 主観的要素の審査基準は、次のとおりとする。

工事施工成績に係る評点は、前年に施工した工事に係る評定数値の平均により、次の表の区分に従って算定するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

評定点の平均値	評定数値
85 以上	50
80 から 84 まで	40
75 から 79 まで	30
70 から 74 まで	20
65 から 69 まで	15
60 から 64 まで	10
55 から 59 まで	5
54 以下	0

3 総合評定数値

建設工事に係る競争入札参加資格格付のための総合評定数値は、客観的要素の評定数値と主観的要素の総合数値との和とする。

4 格付調整

前年度において未登載の者及び前年度に比して等級に変動があった者については、過去2年間の客観的数値及び主観的数値等を考慮したうえで、工事請負入札参加資格審査会において、1ランク上位又は下位の等級に格付けすることができる。

5 対応工事の予定価格

前2項により格付された等級に対応する工事予定価格は、次のとおりとする。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	水道施設 工事
A	40,000千円以上	40,000千円以上	5,000千円以上	5,000千円以上	10,000千円以上
B	15,000千円以上 40,000千円未満	5,000千円以上 40,000千円未満	5,000千円未満	5,000千円未満	10,000千円未満
C	15,000千円未満	5,000千円未満			

6 格付基準の作成

建設工事請負入札資格業者審査会規程（昭和59年留萌市訓令第2号。以下「規程」と

いう。) 第4条の規定による建設工事請負入札資格業者審査会(以下「審査会」という。)は、格付のための総合数値により各申請者の格付の決定をしようとするときは、総合評価値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び工事量等を勘案の上、格付基準点を作成する。この場合において資格審査会は、工事種類間における調整に留意しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 工事に係る競争入札参加資格者格付基準(平成6年4月1日)は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年3月10日から実施する。